

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「愛知県 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業)

常滑市と常滑市農業委員会との同意に基づき、常滑市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、常滑市長が行う。【直ちに実施】

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる法人が、農地法等の特例を活用した特例農業法人となって、常滑市内において農畜産物の生産・加工・販売を行う。

① 株式会社ブルーチップファーム (愛知県常滑市) [営農作物：果物等]
【直ちに移行】

② 有限会社デイリーファーム (愛知県常滑市) [営農作物等：採卵鶏、野菜]
【直ちに移行】

(3) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社ブルーチップファーム (愛知県常滑市)
設置場所：愛知県常滑市内 【平成27年度より実施】

② 有限会社デイリーファーム (愛知県常滑市)
設置場所：愛知県常滑市内 【平成28年度より実施】

③ 郊外田園クラブ株式会社 (愛知県日進市)
設置場所：愛知県日進市内 【平成30年度より実施】

- (4) 名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業
内容：農業への信用保証制度の適用
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)
愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【直ちに実施】
- (5) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業
内容：保険外併用療養に関する特例
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)
以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。
- ① 名古屋大学医学部附属病院（名古屋市昭和区）【平成 27 年度より実施】
(例) 13-cis レチノイン酸、GD2 抗体のハイリスク神経芽腫への適用など
- ② 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター（名古屋市中区）
【平成 27 年度より実施】
(例) がんや血液疾患における分子標的治療や細胞療法など
- ③ 名古屋市立大学病院（名古屋市瑞穂区）【平成 28 年度より実施】
(例) ロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術など
- (6) 名称：公立国際教育学校等管理事業
内容：公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例
(国家戦略特別区域法第 12 条の 3 に規定する公立国際教育学校等管理事業)
民間が主体となった学校運営により、生産現場のニーズに対応した人材を育成するため、県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理を民間事業者へ委託する。【平成 29 年 4 月より開始】
- (7) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業
内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例
(国家戦略特別区域法第 24 条の 3 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、愛知県及び名古屋市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【平成28年1月より実施】

(8) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① キャリオ技研株式会社（名古屋市中村区）【平成28年7月より実施】

② 株式会社プロドローン（名古屋市中区）【平成28年7月より実施】

③ 一般社団法人飛行体空間協議会（岐阜県郡上市）【平成28年10月より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成29年4月より実施】

(10) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道を活用し、各施設等を設置することにより、来街者の利便性向上や良好な景観の形成を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区

域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第1号の施設等とする。(事業実施の際は、道路植樹帯の維持管理や清掃活動、放置自転車の整理などの措置を併せて講ずる。)

① 名古屋駅地区街づくり協議会

- ・市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線(別紙1)

【平成29年4月より設置】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、農業、医療、教育等の総合的な規制改革の実現が図られ、愛知県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規開業直後の企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、名古屋市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」(以下「センター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成28年4月より実施】

- i) 設置主体：国(競争入札により事業実施者を選定)
- ii) 設置場所：愛知県産業労働センター
- iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
 - ・弁護士等による個別訪問指導
 - ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・セミナーの開催等

(2) 事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験(以下「公道実証」という。)を促進することによ

り、完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行実証ワンストップセンター」（以下「自動走行センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 29 年 9 月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び愛知県
- ii) 設置場所：愛知県庁（愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
 - ・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（市町村）とのマッチング
 - ・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）
 - ・公道実証の実施に係る地域への周知等
 - ・自動走行センターの取組の広報
 - ・公道実証に必要な手続の改革提案の受付 等

5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：民間事業者による公社管理道路運営事業

内容：公社管理道路運営事業の特例

（構造改革特別区域法第 28 条の 3 に規定する民間事業者による公社管理道路運営事業）

愛知県道路公社が管理する有料道路 8 路線※について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。【平成 28 年度より実施】

※ 知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路

- i) 実施主体：区域計画の認定後、愛知県道路公社から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づく公共施設等運営権を付与された民間事業者
- ii) 開始の日：国家戦略特別区域計画の認定を受けた日
- iii) 区域の範囲：名古屋市、半田市、碧南市、豊田市、常滑市、東海市、大府市、知立市、日進市、長久手市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域（※上記の有料道路 8 路線が所在する市町の区域）

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線

